

構造改革徹底推進会合

「第 4 次産業革命」会合（第 1 回）

データ利活用ビジネスの本格展開

平成 2 9 年 1 1 月 8 日

内閣官房 日本経済再生総合事務局

内閣官房 情報通信技術総合戦略室

個人情報保護委員会 総務省 経済産業省

基本的方向性と論点

基本的方向性

論点

1.共有可能なデータを増やす

P2

官データのオープン化の拡大

P4

ニーズが高いデータを、オープンデータとしての公開のみならず、詳細なデータの関係者限定での公開も含め、使いやすい形でどう開放していくか。自治体への横展開をどう図っていくか。

産業データの共有・集約の加速化

P8

データの困込傾向から脱却し、協調領域の中での産業界のデータ共有をどのように引き出していくか。産業データと官データをどのように接合していくか。

2.データが流通するためのインフラを整備する

P3

産業データのプラットフォーム

P8(同上)

産業界のデータを共有・集約するデータプラットフォームをどのように設計していくか。

情報銀行、データ取引市場のビジネス化

P11

個人の管理の下で情報を取り扱う情報銀行、データ取引を仲介するデータ取引市場について、民間の自主性を尊重しつつ、どのようにビジネス化させていくか。

パーソナルデータの利活用環境の整備

P14

プライバシーについての事業者の萎縮をどう解きほぐし、さらなる「見える化」をどう図るか。

データポータビリティへの対応

P17

個人(顧客)起点でデータを移転させるデータポータビリティについて我が国としてどのように考えるか。

1.共有可能なデータを増やす

- 第四次産業革命の鍵となるデータについて、ラウンドテーブルを通じた官データの開放を実効的に進めるとともに、協調領域における産業データ共有・集約を進めていくことが必要。
- 官データについては、オープンデータの拡充を図りつつ、一般公開が難しいと考えられるデータについても民間ニーズを広く発掘していくことが重要であり、官民ラウンドテーブルの取組に加え、別途の措置の検討が必要。

(例)

移動・観光分野

インフラ分野

考えられるアプローチ

官データ

気象データ
観光客移動データ
ETC2.0移動データ
信号所在データ
測量データ
工事状況データ

気象データ
河川・水道等インフラ
台帳データ
プラント所在データ
衛星データ

一般に開示可能なデータ
(オープンデータ)

ラウンドテーブルを通じ、民間ニーズを踏まえたオープン化

信号周期データ
詳細地点別事故データ

河川流量等地点別の
詳細センサーデータ
インフラ設計データ

限定的に開示可能なデータ

一定の条件を満たした事業者が要請できる仕組み

<データ活用例>
・インバウンド予測
・自動運転AI

3Dマッピングデータ
GPSメッシュデータ
SNSデータ
画像データ
自動走行関連データ

プラント事故予測・
腐食予測データ等

<データ活用例>
・インフラ予兆管理AI

協調領域

産業データ共有・
集約に対するインセンティブ

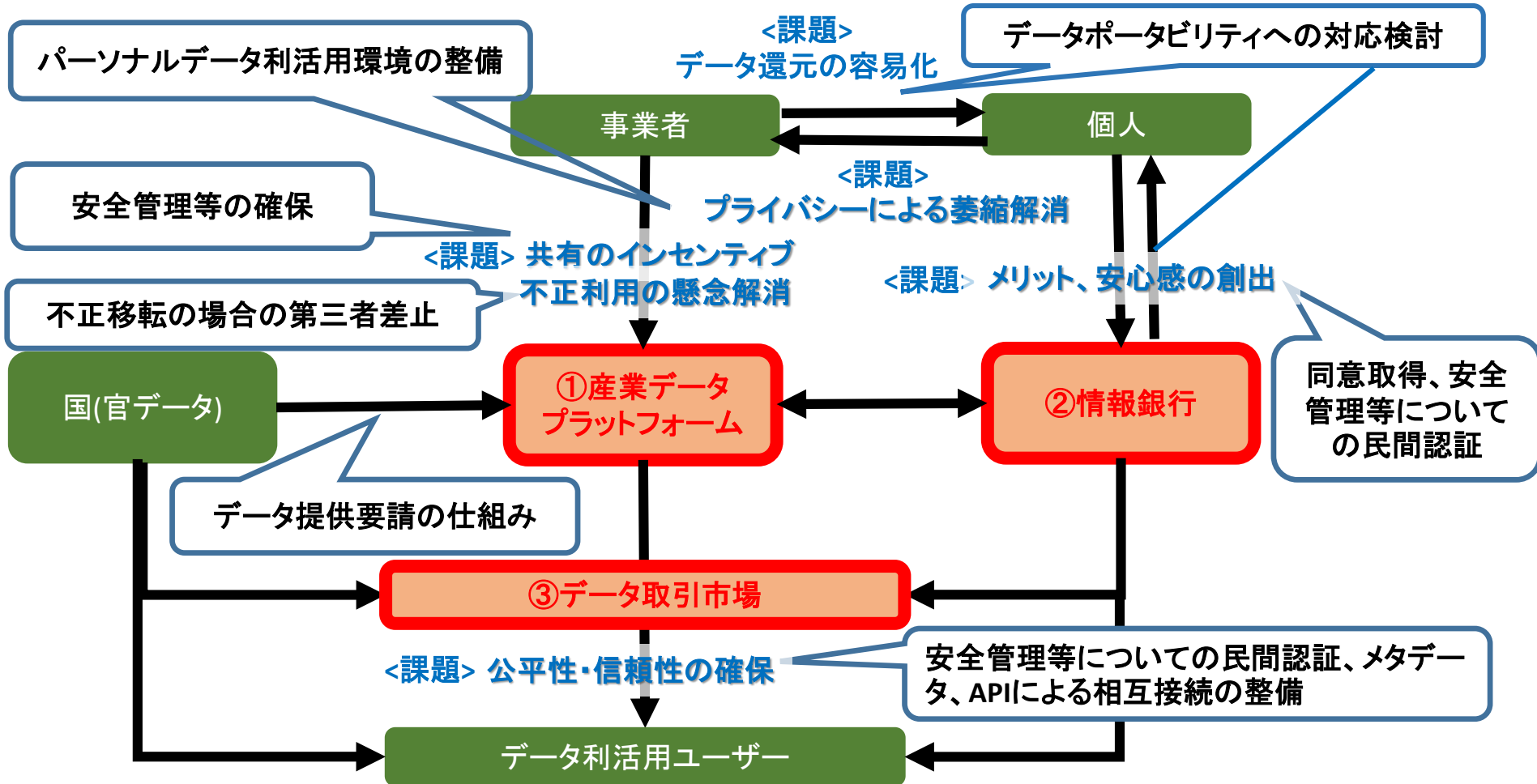
民データ

競争領域

(注)上記データはあくまでもイメージ

2.データが流通するインフラを整備する

- 1.の共有可能なデータが社会全体として流通し、利活用されるためには、産業データ及び個人データがそれぞれ一旦集約・共有される仕組み(①・②)を構築するとともに、これらのデータが取引される仕組み(③)が重要となる。
- データが円滑に流通するために、プライバシーによる萎縮の解消など、阻害要因となっている課題を解決していくことが重要。



◆ 官データのオープン化の拡大

問題意識

ニーズが高いデータを、オープンデータとしての公開のみならず、詳細なデータの関係者限定での公開も含め、使いやすい形でどう開放していくか。自治体への横展開をどう図っていくか。

- 広範な主体による公共データの活用が進展することで、ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化につながることを期待される。
- 「官民データ活用推進基本法」においても、国及び地方公共団体によるオープンデータについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等に配慮しつつ、必要な措置を講ずるべき旨が定められている。

課題

- データの価値向上と多様なサービスの出現を実現するためには、民間企業等データ活用を希望する者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することが必要。
- 国の取組と併せて、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進していくことも重要。

【国】官民データ棚卸し結果（オープンデータ取組率）

行政手続等関連データ 13%（1,281／10,157手続※）
統計データ 83%（794／959件）

※データベース又は電子媒体で管理されているデータのある行政手続数

（注）平成29年10月16日時点

【地方】オープンデータに取り組む地方公共団体数
市町村 260団体 都道府県 40団体

（注）平成29年10月末時点

これからの取組

- 本年5月末に「オープンデータ基本指針」を策定し、6月から中央省庁が保有するデータの実態把握のための「棚卸し」を実施中。（行政手続等関連データ、統計データ）
- 「官民データ活用推進基本計画」に基づく重点分野をベースにしつつ、民間事業者へのヒアリング結果を踏まえて、「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安全・安心」、「土地・農業」の3分野について、本年12月以降「官民ラウンドテーブル」を開催し、議論。
- さらに、「棚卸し」結果の公表後、データ活用ニーズの希望が多く寄せられた分野・データについても、別途ラウンドテーブルを開催することを検討。

【官民ラウンドテーブルにおける議論の内容】

- オープンデータとして公開可能な場合
→データの粒度・更新頻度・形式・具体的データ項目等について議論
- オープンデータとしての公開が困難な場合
→困難な理由、条件付きの公開方法（例：限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」等）、今後の検討の方向性等について議論
- 公開ができない場合
→公開できない理由について議論

- 2020年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を実現すべく、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等の改定、「推奨データセット」の策定に取組中。（11月中に公表予定）



- ニーズの顕在化している3分野について、新たなオープンデータの公開等の具体的な成果を得る。
- 民間からのニーズがあるもののオープンデータとしての公開が困難な場合については、条件付きの公開等（産業データの集約の仕組み（後述）との組合せを含む）により、民間事業者による新たなサービス実現のための環境を整える。
- ラウンドテーブルでの議論の内容は、地方公共団体における取組にも活用するとともに、地方公共団体における人材育成等を支援することで、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進する。

1. ヒアリングを通じたニーズの把握

(1) 公開ニーズの高い分野・データを把握するため、ヒアリングを実施

- 実施期間：2017/8/2～2017/9/29
- ヒアリング対象の業種等：
情報・通信、サービス、金融、コンサルティング、自動車、不動産、
建築、測量、農機、シンクタンク、業界団体 等
- ヒアリング方法：
 - ① 個別ヒアリング →データを活用している事業者等について、個別の
対面ヒアリングを実施。(合計26社)
 - ② 書面ヒアリング →経団連・新経連・IT連・VLED経由で、加盟事
業者等に書面ヒアリングを実施。(合計21社)

(2) ヒアリング結果から、公開ニーズを整理

データ種 による分類	官民データ計画における重点分野をベースとした活用分野					
	インフラ、防災・減 災、安全・安心	移動	観光	土地	農林水産	...



(3) ニーズの高い分野・データに関し、官民ラウンドテーブルを開催

2. データの棚卸しを通じたニーズの把握

- (1) 行政保有データの棚卸し結果（保有データリスト）を公開
- (2) 潜在的なものも含め、データ公開ニーズを掘り起こし

〇〇省保有データリスト

公開状況

...データ ○

...データ ×

...データ ○

...データ ○

...データ ×

公開希望あり

公開条件の
変更希望あり

公開希望あり

棚卸し結果に
基づくデータ公開
ニーズを踏まえて
調整

■ 今後の官民ラウンドテーブルの開催対象の分野 (案)

ヒアリング結果から、ニーズの高い以下の3分野について、官民ラウンドテーブルを実施していく。

分野	ニーズのあるデータ (例) ※	データ保有府省庁等	利活用イメージ (例)
観光・移動	訪日外国人流動データ (FF-Data)	国土交通省	訪日外国人の移動・消費動向等の把握による、地方創生取組推進への活用、法人支援・マーケティングへの活用。
	出入国管理データ	法務省等	
	観光地来訪者人数データ (国籍、性年代別)	観光庁	
	訪日外国人観光客消費データ	観光庁	
	飲食店営業許可状況データ	厚生労働省等	地図サービス等へのタイムリーな飲食店の表示。
	公共交通データ (時刻表、経路、現在位置等)	国土交通省等	交通需要の予測や経路検索による住民への生活支援サービスや観光客向けのナビゲーションサービスの提供。
インフラ、防災・減災、安全・安心	衛星画像データ	経済産業省、文部科学省等	地形の広範囲かつ詳細な特徴把握による防災・減災サービスの高度化。
	気象データ (局所的、実測値ベース)	気象庁	災害の発生予想による防災計画への活用や、ドローン飛行計画の立案等のドローン物流サービス、無人航空機管制システムでの活用。
	交通事故発生状況データ	警察庁	交通事故発生の傾向の分析による生活者への交通事故防止等の情報提供サービスへの活用。
	犯罪発生状況データ	警察庁	効果的な防犯カメラ等の設置や、警備員の適切な配置等のセキュリティ計画への反映。
土地・農業	不動産登記データ・登記所備付地図	法務省	不動産取引市場の活性化。
	公共用地活用状況データ	財務省、国土交通省	公的不動産における遊休地 (遊休不動産) の有効活用。
	農地台帳に係るデータ	農林水産省等	土壌データとの組み合わせにより、作物に適した農地探しへの活用。
	生育調査に係るデータ	農林水産省等	生育予測モデルの精度向上による収量増や資材コスト削減。
	病害虫に係るデータ	農林水産省等	病害虫発生予測の精度向上による収量増や資材コスト削減。
	肥料・農薬に係るデータ	農林水産省等	栽培履歴管理、適切な肥料・農薬の選択による食の安全確保。
	無人走行農機・ドローンに必要なデータ (RTK-GPS基地局の座標データ)	総務省、国土地理院等	無人走行農機・ドローンの活用による作業効率の改善や省力化。

※ 1 : 現在の公開状況や公開ニーズの詳細 (粒度・更新頻度・ファイル形式等を含む) について、今後精査の上、官民ラウンドテーブルを開催。

※ 2 : 関係する制度を所管する府省庁等を含む。

◆ 民間の産業データの共有・集約の促進①

問題意識

各事業者が保有する産業データについて、協調領域において、その共有・集約を図ることにより、さらに高度なデータ分析・利活用が可能となる。

根強いデータの囲込志向から脱却し、協調領域の中での産業界のデータ共有をどのように引き出していくか。産業データと官データをどのように接合していくか。

課題

データ利活用の意識は高まっているが、企業の壁を越えた産業データ共有・集約は十分に進んでいない。

〈要因〉

サイバーセキュリティ、ライバル会社への無断移転防止、データ権限など、安全な管理に対する懸念



セキュリティ等安全管理の担保

共有・集約するメリットが事業者側から判断しにくく、協調領域の設定が進みにくい、どこに集約したら良いか判断しにくい



共有・集約するための一定の枠組

高度な分析には様々なデータの組み合わせが重要となるが、他の活用できるオープンデータが少ない



民間ニーズに応じて官データを活用できる仕組み

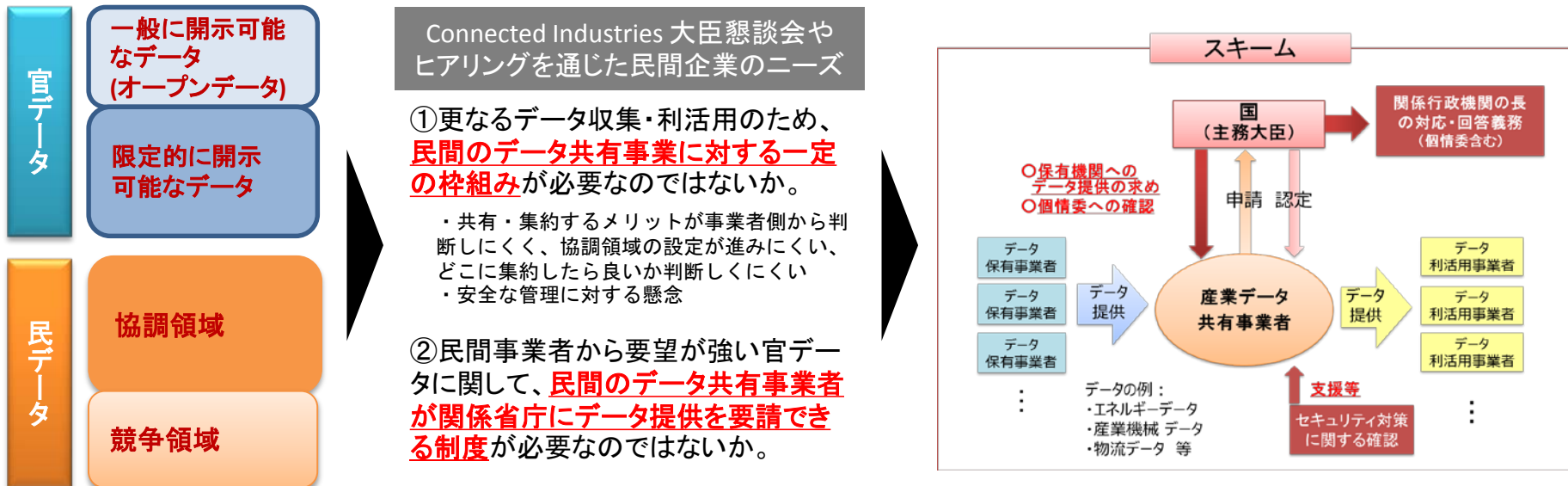
◆ 民間の産業データの共有・集約の促進②

取組の目的

- Connected Industriesの重点取組5分野を中心に、民間主導で協調領域を特定する議論を促進する。
- さらに、民間ニーズを踏まえて、一般公開が難しいと考えられる官データのオープン化も推進する。

取組

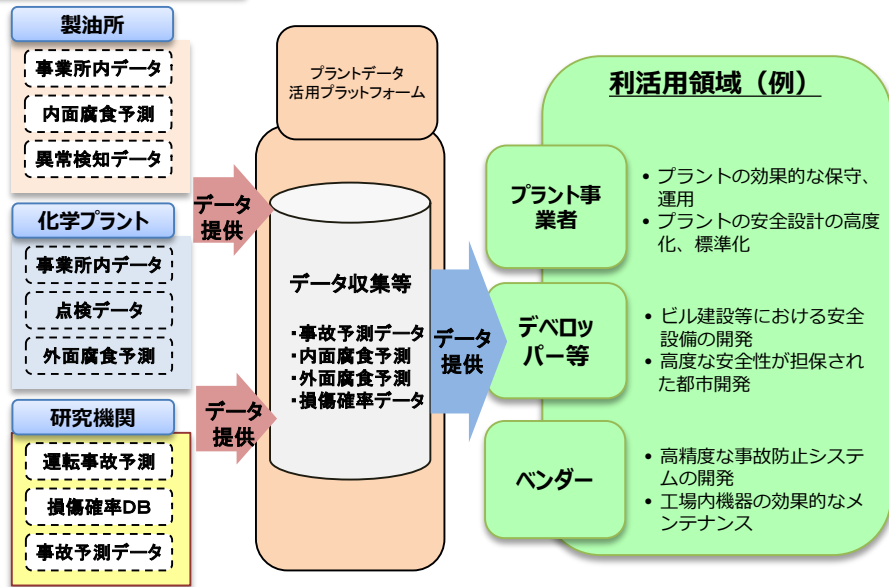
- 更なるデータ収集や社会課題解決に向けた利活用促進のため、複数の事業者が産業データを共有・集約する取組に対し、セキュリティ確保等の安全管理等を要件とした一定の枠組みが重要なのではないか。
- また、民間事業者からの要望が強い官データについても、データ共有事業者が主務大臣を経由して、特定のデータを保有する関係省庁等からのデータ提供を要請できる制度が必要なのではないか。
- 他にも、こうしたデータの共有のためのシステム投資を集中期間において加速化させる税制措置も重要となるのではないか。



(参考) 産業データ共有事業の例

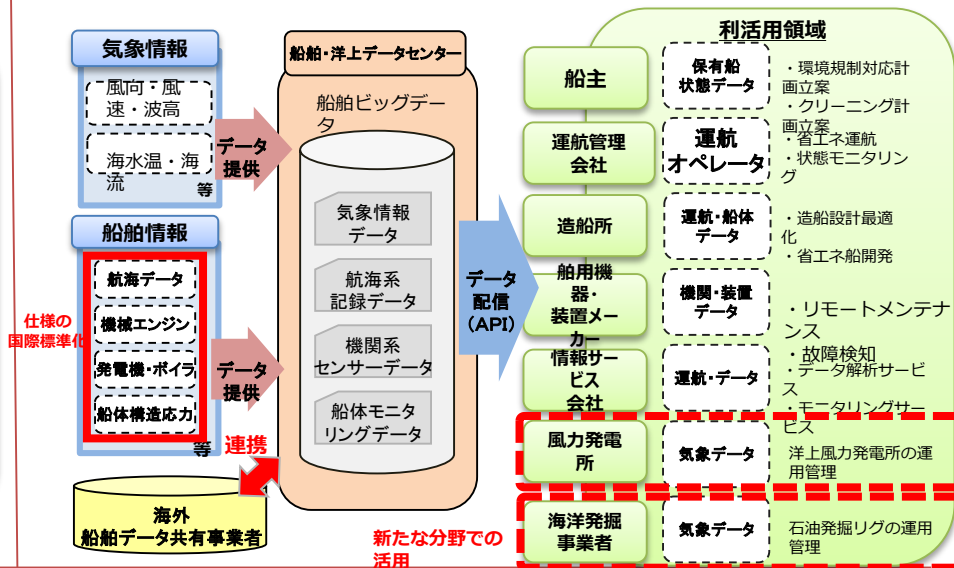
プラントデータ

プラント等のビックデータ解析技術活用を促進する、自主保安の高度化等のための仕組み



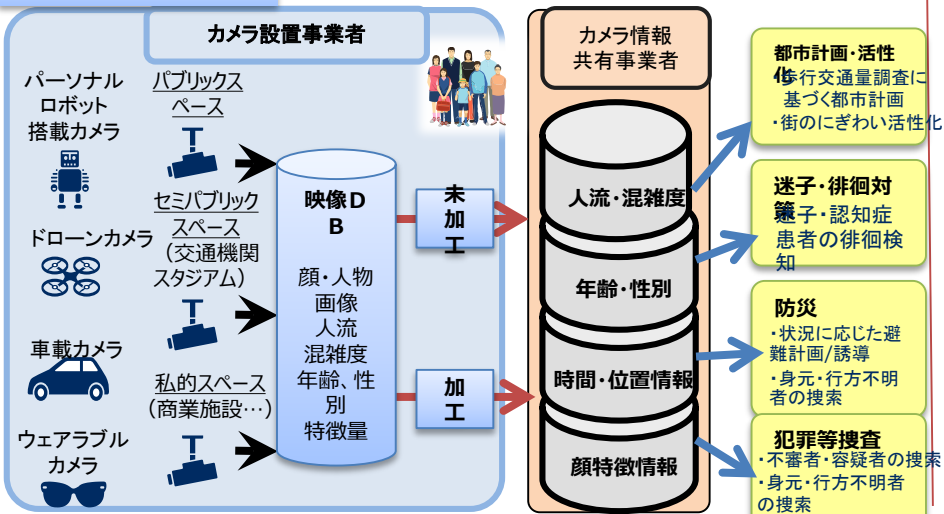
船舶・洋上構築物データ

造船会社、船主、運航会社等がデータの利用権限を明確化した上で、船舶データ、海象データを共有する仕組み。



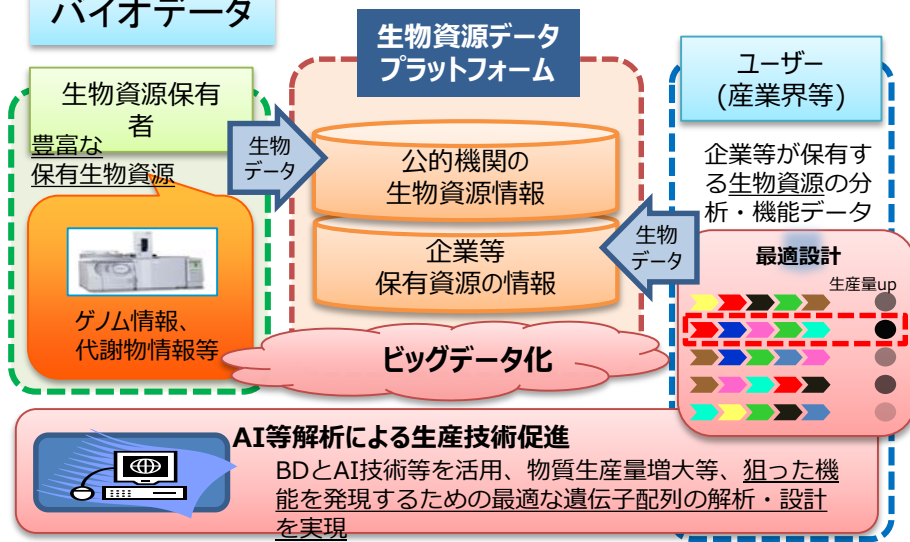
映像データ

カメラから入手する匿名加工データを活用による安全安心な街作り設計。



※小売・飲食などへの活用も含む

バイオデータ



◆ 情報銀行・データ取引市場のビジネス化

問題意識

パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人が納得して関与した上でデータが利活用される「情報銀行」の枠組が重要となる。加えて、データ保有者間でこれらデータが取引される「データ取引市場」の存在も重要となる。

このため、個人の管理の下で情報を取り扱う情報銀行、データ取引を仲介するデータ取引市場について、民間の自主性を尊重しつつ、どのようにビジネスとして実現していくか。

- プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。
- 特に、情報銀行の仕組みが適切に認知されるには、個人情報を提供することに対する本人の不安を軽減し、安心・安全にデータを預けることを可能とするための社会的な仕組みが必要であり、一定の要件を満たした事業者について、客観的な基準の下に社会的に認知する仕組みが必要と考えられる。

課題

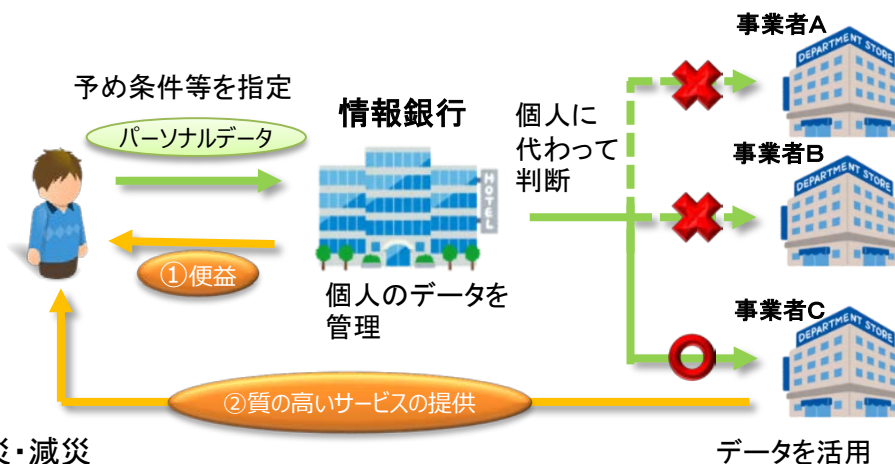
- 情報銀行については、社会的な理解が十分に進んでいないため、本人の不安を軽減し、安心・安全にデータを預けることを可能とするための何らかの仕組みが必要。具体的には、データの取扱いに関する本人からの同意の取り方、サイバーセキュリティや不正利用等に関する安全管理等についての適切性を担保することが重要。
- データ取引市場についても、データを売買する個人/事業者から見て、安心・安全に取引できるための何らかの仕組みが必要。具体的には、データ取引市場の中立性、公平性、透明性等についての適切性が担保されることが重要。

- 個人の関与の下でデータの流通・活用を進める仕組みである情報銀行、データ取引市場等の必要性について、本年3月にIT総合戦略本部においてとりまとめ。
- 情報銀行については、民間団体による任意の認定制度の創設を目指し、総務省・経産省が中心となって官民合同の検討会を立ち上げ、認定スキームの在り方について検討。このための実証を行うことも検討中。
- データ取引市場については、既に一部ビジネスの動きも出てきているところ、自主的な認定制度の運用、データ流通事業者間の相互連携、データフォーマット等の整備を行う民間団体の設立(11月予定:データ流通推進協議会)を支援。

情報銀行

- 個人の指示または予め指定した条件に基づき、個人に代わってデータを第三者(右図の事業者A~C)に提供。
- 当該第三者がデータを活用することで、個人にとってメリットのある新規事業・サービスの創出を期待

(活用期待分野) 観光、金融、ヘルスケア、人材、農業、防災・減災



データ取引市場

エブリセンスジャパン社

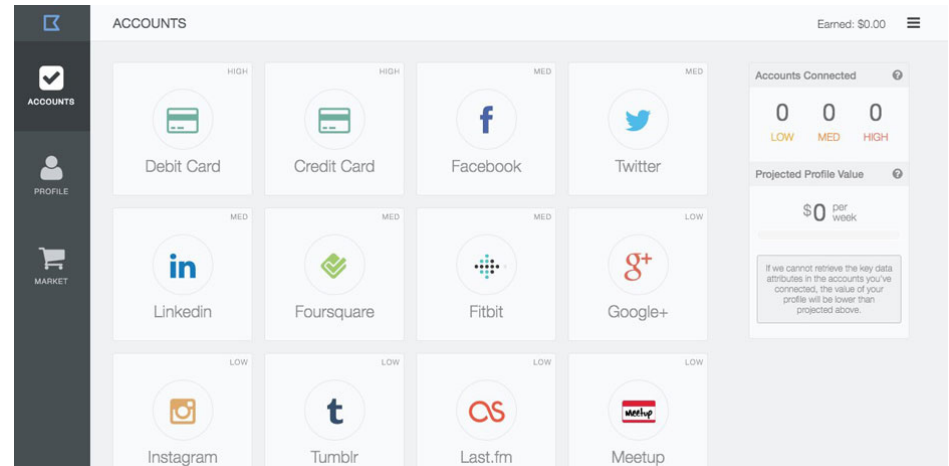
- センサーが持つデータと、企業や研究機関が求めるデータ(事業開発、新サービス、学術研究等に利用するときの希望条件)をマッチングさせ、データの売買を仲介するプラットフォームが運営されている。



海外におけるサービス事例

「Datacoup」 (米国)

- 消費者がDatacoupのサイト上で提供してもよいデータ(SNSデータ、クレジットカード履歴等)を選択し、当該データの保有企業とアカウント連携することができる。Datacoup側は、これらデータを他者のデータと混ぜて匿名化してマーケターに販売し、消費者が報酬を受け取る仕組みとなっている。



「Datarepublic」 (英国)

- 消費者が売りたい自身のデータ(クレジットカード履歴、購買履歴、バイタルデータ、位置情報、アンケート、服薬状況等)を指定し、当該データについて匿名化の有無、利用期間等も指定でき、報酬を含めて条件が折り合った場合にのみデータが提供される仕組みを提供している。

「Factual」 (米国)

- 主に位置情報のデータセットを提供するマーケットプレイス。
- 飲食店一覧や、飲食店チェーンの店舗一覧など、世界各国の6,000万の地域情報や65万の製品情報等のデータを提供し、地図アプリ、チェックイン系アプリのベンダーなどが活用しているとされる。

◆ パーソナルデータの利活用環境の整備①

問題意識

改正個人情報保護法の整備を踏まえ、パーソナルデータの適切な保護を確保しつつ、匿名加工情報をはじめとして、その利活用を促進していくことが重要。

他方、我が国企業は、一般に、パーソナルデータに関して、その利活用に過度に慎重な傾向があることから、こうした萎縮傾向をどのように解きほぐし、さらなる「見える化」をどう図っていくか。

課題

個人情報保護制度を巡り、事業者側からは、ビジネス展開をする際に、様々なケースで個別具体的な判断に迷うケースがあり、相談体制の充実とともに、ルールの特明確化が重要。

(例)

○自動車走行中のカメラ画像によるデータについて、地図更新への利活用を図ろうとした際、偶々映り込んでいる個人が識別できない範囲は具体的にどこまでか。

○匿名加工情報制度の活用にあたり、個人が識別できないようにするため、アプリで収集した住所や行動履歴等はどこまでの単位で加工したら良いのか。

○店舗型カメラについて、通知又は公表に該当する情報提供として、店舗内のどこにどの程度までの掲示等をしたら良いのか。

(等)

◆ パーソナルデータの利活用環境の整備②

取組の目的

- 匿名加工情報制度の内容周知、相談対応・事例集の公表等を通じて匿名加工情報の理解促進や事業者の取組支援等を行うことで、利活用環境を整備。

進捗状況

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備

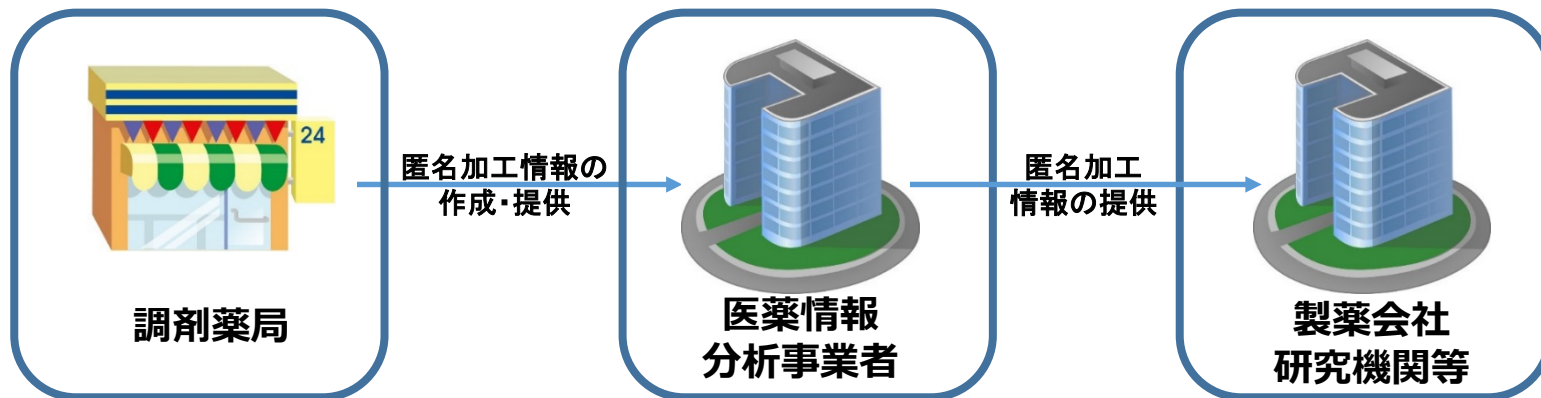
- 改正個人情報保護法に基づき新設された匿名加工情報制度について、説明会や事業者ヒアリングを通じて内容の周知を継続的に実施し、制度の正確な理解を促進。（本年10月末現在で、約130社が作成を公表）
- 事業者等からの相談を受け付ける相談ダイヤルにおいて引き続き相談対応を実施。（本年上半期で14,309件）
- 個人情報の保護を図りつつ、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を年度内に充実させる。

国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境整備

- EUとの間では、昨年来、個人情報保護法を前提として、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会司法総局と累次の対話を重ねてきており、来年の早い時期を目標に手続を進めることで一致。
- 米国との間では、APEC越境プライバシールールシステムの促進を行い、協力関係を構築。
- 英国との間では、英国のEU離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、英国関係機関との対話を実施。

匿名加工情報：処方箋記載事項の利活用事例

- 調剤薬局事業者は、自らが保有する処方箋記載事項から匿名加工情報を作成し、医薬情報分析事業者に提供。
- 医薬情報分析事業者は、当該匿名加工情報を自社利用するとともに、製薬会社や研究機関等に提供。



- 処方箋記載事項から匿名加工情報を作成する際に、各項目について主に以下の加工を行っている。

	情報の項目	加工方法
個人属性情報	氏名等の個人情報	特定の個人の識別ができないよう置換え。
	生年月日	生年に置換え。
	性別	加工なし。
履歴情報	処方せんに関する情報 (処方内容、診療機関、診察科)	特定の個人を識別できる情報は削除。
	調剤に関する情報 (調剤を行った年月日、薬局、薬剤名)	希少な医薬品の利用は 特異な記述等として削除。 特定の個人を識別できる情報は削除。
	各種アンケート調査に基づく回答内容	特定の個人を識別できる情報は削除。

◆ データポータビリティへの対応①

問題意識

事業者が蓄積した様々なパーソナルデータについて、個人(顧客)又は個人を通じて他の事業者に当該データが「開放」されることにより、寡占的な事業者によるロックインを回避して個人によるサービスの多様な選択を容易にするとともに、ベンチャー等による新たなデータ利活用ビジネスが生まれることが期待される。

こうした中、欧州、英国、米国ではデータを個人に還元して利活用を促進する取組が進められているところ、我が国としてどのように考えるか。

課題

データ保有企業による収集インセンティブ

企業による過剰な負担への懸念



寡占的な事業者によるロックイン回避

利用者による多様なサービス選択の確保

ベンチャー等による新たなビジネス創出

※ EU(データポータビリティの権利:EUデータ保護規則20条)

- 1 データ主体は、データ管理者に提供したパーソナルデータを、構造化された、通常用いられる機械判読可能な形式で受け取る権利を有し、また、当該データを、妨害されることなくデータ管理者から他のデータ管理者に移転する権利を有する。

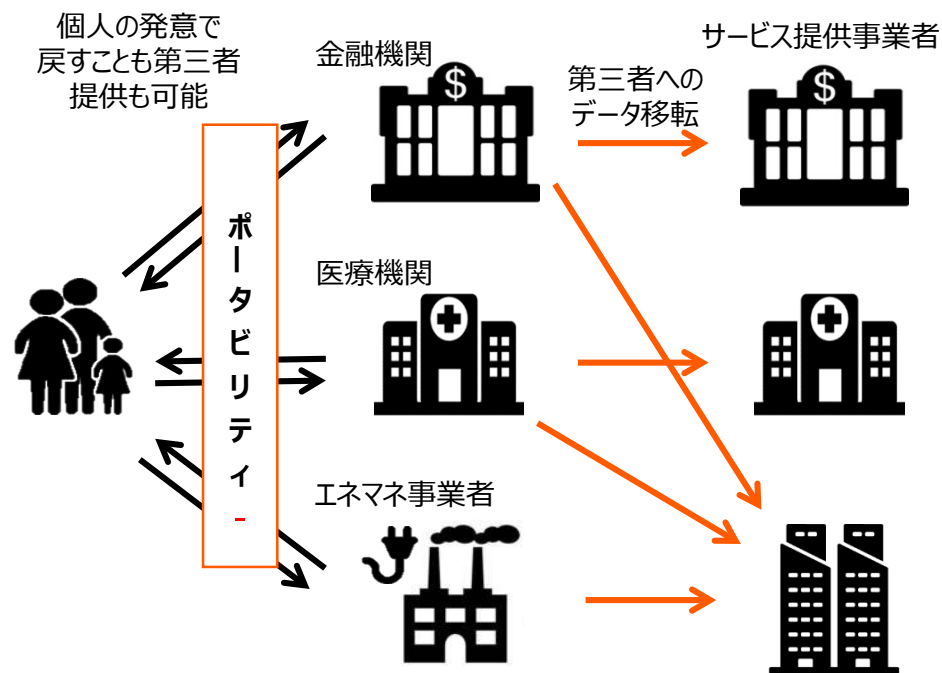
◆ データポータビリティへの対応②

取組の目的

- データ流通促進・ベンチャー振興等の観点から、個人(顧客)を起点とし、第三者への機械判読可能な形でデータ移転を事業者を求めるデータポータビリティに関し、欧州や英国、米国にならい、我が国でもデータポータビリティについて検討。

取組

- 経産省と総務省の合同で検討会を実施し、我が国におけるデータポータビリティの在り方等をまとめる。
- 特にヘルスケア・金融・電力等の分野等でのデータ流通促進を念頭。



■ スケジュール

2017年11月 我が国におけるデータポータビリティの在り方に関する第1回検討会の開催（年度内にとりまとめ）

[論点]

- 諸外国におけるデータポータビリティの実態
- データポータビリティの考え方
- データポータビリティがもたらす効果
- データポータビリティ実現に向けた課題
- 制度整備の必要性

など

※1 日本においても、2017年の銀行法改正により銀行にAPI公開の努力義務を課す制度整備が行われた。

※2 電力のスマートメーターの分野でも、Bルート（HEMS経由）から情報提供ができる仕組みが導入された。

(参考) 海外の取組事例

■ 英国

- 消費者が民間企業の持つ自分の個人データに自由にアクセスできるようにし、必要に応じ第三者企業に提供できる仕組み（midata）を官民協働で実施。

実施主体：政府、民間企業

■ 米国

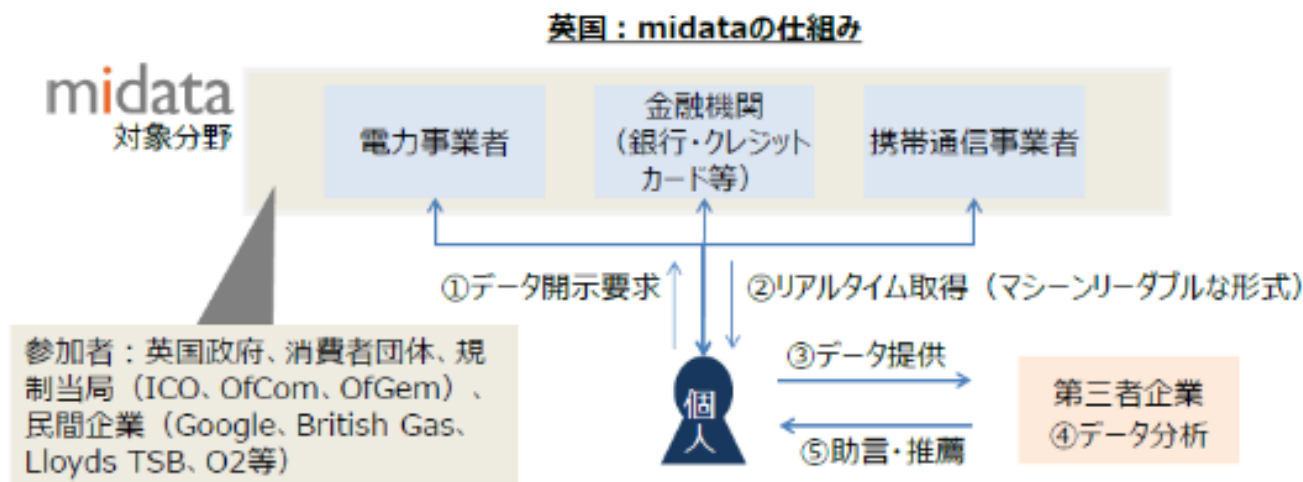
- スマートディスクロージャー（Green Button（電力・エネルギー）、Blue Button（医療）、MyData Initiative（教育））を推進。
- 銀行、証券、保険、クレジットカード等の金融機関等からデータを取得し、個人ユーザーにアカウントアグリゲーションの基本機能のサービスを提供。

■ フランス

- 政府や民間企業が保有する個人データを、データ主体の意思でパーソナルデータストアに預け、その利活用をデータ主体がコントロールできるようにするプロジェクト（MesInfos）を実施。政府からの補助金あり。

実施主体：次世代インターネット財団

(参考) 英国: midataの取り組み



個人が自己のデータを取得、第三者に提供して活用することで、各企業の提供サービスの比較等が可能になり、自己にとってより良いサービスを選択できる。

【立ち上げ】

2011年4月

【主務官庁】

ビジネスイノベーション・職業技能省 (B I S)

【目的】

- ・個人が、民間企業が保有する自己のデータを機械判読可能なフォーマットにて、安全に入手できるシステム
- ・エネルギー、銀行、携帯電話、クレジットの4分野の個人データが対象。現在の運用はエネルギー、銀行の2分野

【法的根拠】

なし。ただし、2013年、Enterprise and Regulatory Reform Actを改訂し、政府がデータ提供を強制することが可能となった (現時点では執行せず)。

(参考) 米国の取り組み

・Green Button (電力・エネルギー)

【利用方法】企業のサイトからGreen Buttonをクリック、自己の電力使用・料金データをダウンロード。

【目的】当該データをサービス事業者に提供し、料金プランの提案や電力使用の最適化等が可能。

【対象企業】15の電力供給事業者、3000万世帯規模（2013年5月時点）

【関係機関】エネルギー省等の連邦政府機関が政策的、技術的にサポート

・Blue Button (医療)

【利用方法】連邦政府機関のサイトからBlue Buttonをクリック、自己の医療データをダウンロード。

【目的】医療データを医療機関に提供して医療サービスを受け、あるいは健康アプリ等で活用する。

【対象企業】退役軍人省、保健福祉省等、その他医療保険事業者や医療機関等。

【対象個人】退役軍人、兵役者、Medicare受給者

・MyData Initiative (教育)

【利用方法】教育機関等のサイトから自己の教育データや学資援助データをダウンロード。

【目的】教育データ等を用いて最適な学習サービス、進学先選択や学資ローンの情報提供サービスが受けられる。

【関係機関】教育省が主管するが、今後本格運用。

・(参考) Mint.com (金融)

・銀行、証券、保険、クレジットカード等の金融機関から本人同意の下でデータを自動取得し、それらを基にユーザーにサービス提供するもの。2007年9月からサービス開始。サービスとしては、アカウントアグリゲーションの基本機能のほか、予算機能、商品案内機能等。